

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 2以外のもの
表 (略)

2 5 G homeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
北海道地区	北海道	札幌市、旭川市、芦別市、岩見沢市、江別市、北広島市、苫小牧市、根室市、登別市、函館市、美唄市、北斗市、室蘭市
(略)	(略)	(略)
東海地区	愛知県	名古屋市、あま市、安城市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大府市、岡崎市、尾張旭市、清須市、春日井市、刈谷市、北名古屋市、小牧市、江南市、新城市、瀬戸市、高浜市、田原市、知多市、知立市、常滑市、東海市、豊明市、豊田市、豊橋市、長久手市、西尾市、日進市、半田市、碧南市、みよし市
	静岡県	静岡市、熱海市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、磐田市、御前崎市、掛川市、菊川市、湖西市、御殿場市、島田市、下田市、裾野市、沼津市、浜松市、袋井市、藤枝市、富士市、富士宮市、三島市、焼津市
	岐阜県	岐阜市、恵那市、大垣市、海津市、各務原市、可児市、郡上市、多治見市、土岐市、関市、高山市、中津川市、羽島市、飛騨市、瑞浪市、瑞穂市、美濃加茂市、美濃市、本巣市
	三重県	津市、伊賀市、伊勢市、いなべ市、尾鷲市、亀山市、桑名市、鈴鹿市、名張市、松阪市、四日市市
(略)	(略)	(略)
関西地区	大阪府	大阪市、池田市、泉大津市、泉佐野市、和泉市、茨木市、大阪狭山市、貝塚市、柏原市、門真市、河内長野市、堺市、四條畷市、吹田市、摂津市、泉南市、高石市、高槻市、岸和田市、豊中市、富田林市、羽曳野市、阪南市、東大阪市、藤井寺市、松原市、箕面市、守口市、八尾市
	(略)	(略)
	京都府	京都市、綾部市、宇治市、亀岡市、木津川市、京田辺市、京丹後市、城陽市、長岡京市、南丹市、福知山市、舞鶴市、宮津市、向日市、八幡市
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

[現 行]

第1章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 2以外のもの
表 (略)

2 5 G homeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
北海道地区	北海道	札幌市、江別市、北広島市、苫小牧市、登別市、函館市、北斗市、室蘭市
(略)	(略)	(略)
東海地区	愛知県	名古屋市、あま市、安城市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、岡崎市、尾張旭市、清須市、春日井市、刈谷市、北名古屋市、小牧市、江南市、瀬戸市、高浜市、知立市、東海市、豊田市、長久手市、日進市、碧南市、みよし市
	静岡県	静岡市、熱海市、御前崎市、掛川市、菊川市、湖西市、浜松市、藤枝市、富士宮市、焼津市
	岐阜県	岐阜市、大垣市、海津市、各務原市、羽島市、本巣市、瑞穂市
	三重県	津市、鈴鹿市、四日市市
(略)	(略)	(略)
関西地区	大阪府	大阪市、池田市、泉大津市、泉佐野市、和泉市、茨木市、大阪狭山市、貝塚市、柏原市、門真市、堺市、四條畷市、吹田市、摂津市、泉南市、高石市、高槻市、岸和田市、豊中市、富田林市、羽曳野市、阪南市、東大阪市、藤井寺市、松原市、箕面市、守口市、八尾市
	(略)	(略)
	京都府	京都市、宇治市、木津川市、京田辺市、京丹後市、城陽市、長岡京市、舞鶴市、向日市、八幡市
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

九州地区	福岡県	福岡市、大野城市、春日市、北九州市、古賀市、 <u>田川市</u> 、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、中間市、福津市、宗像市
	(略)	(略)
	長崎県	長崎市、諫早市、雲仙市、大村市、佐世保市、島原市、平戸市、松浦市、南島原市
	熊本県	熊本市、阿蘇市、 <u>荒尾市</u> 、合志市、 <u>玉名市</u> 、 <u>人吉市</u> 、水俣市、
	(略)	(略)

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和4年5月13日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)

附 則 (令和4年5月11日経企第314号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年5月13日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった5 Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

九州地区	福岡県	福岡市、大野城市、春日市、北九州市、古賀市、太宰府市、筑紫野市、 <u>那珂川市</u> 、 <u>中間市</u>
	(略)	(略)
	長崎県	長崎市、佐世保市、松浦市
	熊本県	熊本市、阿蘇市、合志市、水俣市、
	(略)	(略)

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和4年3月29日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)